ロートグループ健康保険組合並びに適用事業所が
共同で実施する健康診査事業の公表について

ロートグループ健康保険組合
理事長　瀬木　英俊

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。ロートグループ健康保険組合では、健康診査事業について、ロート製薬株式会社と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

１．適用事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業であるロート製薬株式会社とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

２．健診データを共同利用する者の範囲について

各適用事業所　**人事総務部門　保健師**
（保健師不在の場合は総務部労務担当者:以下同様）
ロートグループ健康保険組合　保健事業担当

３．健診データを共同利用する者の利用目的について

・ ロート製薬株式会社人事総務部においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、ロートグループ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
　具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、当社保健師による健康相談、健康指導を実施します。
・ ロートグループ健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、適用事業所人事総務部門とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

４．健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、各適用事業所人事総務部門保健師とロートグループ健康保険組合の事務長です。

５．共同利用する健診データ項目について

診察	問診	問診票（特定健診必須４項目含む）	
	理学所見	既往歴	
		自覚症状	
		他覚症状	
身体測定等		身長	
		体重	
		BMI	
		腹囲	
		血圧	
		視力	
胸部検査		胸部X線検査	
		喀痰検査	
聴力		オージオメーター（1000/4000）	
尿検査		尿糖（US）	
		尿蛋白	
		尿潜血	
		ウロビリノーゲン	
		尿沈渣	
		尿比重	
血液検査	血液一般	赤血球（RBC）	
		血色素（Hb）	
		ヘマトクリット（Ht）	
		血小板数（PLT／PL）	
		赤血球色素量（MCH）	
		赤血球色素濃度（MCHC）	
		赤血球容積（MCV）	
		白血球（WBC）	
	生化学検査	脂質	総コレステロール（T-Cho）
			中性脂肪（TG）
			HDL-cho
			LDL-cho
		肝機能	GOT（AST）
			GPT（ALT）
			γ-GTP（GGT）
			アルブミン
			ALP
			LDH
		腎機能	総蛋白（TP）
			尿酸（UA）
			尿素窒素（BUN）
			血清クレアチニン（CRE）
			eGFR
		血糖	空腹時血糖（BS）
			グリコヘモグロビン A1c（HbA1c）
		感染症	CRP
心電図検査		12誘導	
眼検査		眼底検査（片眼以上）	
		眼圧検査	
便潜血検査		2回法	
胃部検査		胃部Ｘ線検査	
		胃部内視鏡検査	
超音波		腹部エコー検査	
肺機能検査		肺機能検査	